

野外焼却について

野外焼却について多くの苦情が寄せられています！

野外での焼却は、けむり、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかける行為で、野焼きからの延焼による火災や、けむりを火災と見間違え消防車が出動する事例も発生しています。お互いが快い環境で過ごすためにも、ごみは絶対に野外で焼却せず、適正に処理しましょう。

ごみの量が多い場合・・・

- ・机・タンス・家具などの大型ごみ
- ・トタンなどの粗大ごみ
- ・剪定した枝(50センチ以内に切り、束ねる)
- ・転居や大掃除などで大量に出たごみ(分別すること)



福宗清掃工場、佐野清掃センター、リサイクルプラザへ持ち込むか、有料収集を依頼

有料収集の場合・・・

○ ゆうびクリーンサポート株式会社
☎ 080-8594-0829

平成13年4月から、一部例外を除き、ごみの野外焼却（野焼き）は廃棄物処理法で禁止されています。野外焼却は5年以下の懲役、1000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。（法人は3億円以下）

【裏面に続く】

ドラム缶や簡易焼却炉での焼却も違法です！

地面で直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却、法で定められた基準を満たしていない焼却炉(簡易焼却炉等)などによるごみ焼却は、野外焼却と同様に罰則の対象になります。



× 簡易焼却炉



× ドラム缶焼却



× 穴を掘っての焼却

野外焼却禁止の例外（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条）

条文	認められる場合	具体例
第一号	国や地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者による草木等の焼却 ・海岸管理者による漂着物等の焼却
第二号	震災、風災害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における木くずなどの焼却 ・火災予防訓練
第三号	風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事における門松、しめ縄などの焼却（どんと焼きなど）
第四号	農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者による田んぼのあぜ焼き、稲わらの焼却 ・林業者による伐採枝の焼却
第五号	たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・たき火 ・キャンプファイヤーなど

例外となる廃棄物の焼却であっても、住民の方から苦情があれば、焼却行為の中止をお願いする場合があります。